



原因帰属と言語構造の相関を探る : 接触事故の目撃証言実験より (西光義弘教授還暦記念号)

吉成, 祐子

(Citation)

神戸言語学論叢, 5:235-248

(Issue Date)

2007-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81001537>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81001537>



原因帰属と言語構造の相関を探る 接触事故の目撃証言実験より

吉成 祐子

神戸大学大学院文化学研究科

1. はじめに

本稿は、ある事態(event)を説明する際に用いられる言語表現が、話し手の主観的な事態把握に影響される現象について、文レベル・談話レベルで検証を行うものである。

信号機のない交差点で自動車と歩行者の接触事故が起こったとする。この事故の状況を説明する人物は、当事者である運転手と歩行者、そして偶然その様子を見ていれば目撃者として第三者が想定される。この三つの立場から接触事故という事態を説明することが可能であるが、状況証拠として重要な証言となる三者の説明は同一なものであるだろうか。事故の当事者は加害者・被害者という立場におかれ、刑罰や弁償などが発生する。加害者は罪の軽減のために弁明しようとし、被害者はいかに被害を受けたかを訴えるだろう。そもそも、どちらが加害者でどちらが被害者となるのかが重要である。自分に有利な主張をしようとする当事者にとって、加害者・被害者の判断も主観的なものとなるにちがいない。

このような意識は言語表現にもあらわれる。たとえば、車の運転手は「急に人が出てきたから、ぶつかってしまったんです。」と言い、歩行者は「運転手がよそ見をしていたから、はねられたんです。」と言うかもしれない。事故発生理由の説明すら異なる可能性もあるが、接触するという事態の言語表現にも特徴がみられる。運転手は「～てしまう」という補助動詞を用いることで、「ぶつかる」という行為が意図的ではないことを表している。また歩行者は「はねられた」のような受身形を用いて被害を受けたことを主張する。このように、話し手の意識を反映する手段を持つ言語表現であるからこそ、接触事故という利害に関わる事態の説明が、当事者間で同一の意味を表すとは考えにくい。では、第三者の立場である目撃者は、客観的に事態を説明することができるだろうか。

本稿では、事故を供述する三つの立場のうち、事態を中立の立場から観察し、客観的な事象伝達が要求されるであろう目撃者の状況説明に焦点をあて、事故場面の供述という課題実験によって、その言語表現を検証する。それにより、事象の言語化が話し手の事態認知によって動機付けられていることを明らかにする。

2. 先行研究と問題提起

2.1. 目撃証言－原因の帰属－

目撃証言に関して一連の研究をまとめているロフタス(1987)は、記憶の過程が「入り組んだ出来事を経験するとき、人はその出来事のいくつかの特徴を引き出し、まず記憶の中に蓄え、そしてある行動をとるときにそれを利用する」(p.21)という三段階に分類されていることを指摘している。たとえば、ある事故について、二人の目撃者が異なった発言をする場合があるが、これは記憶のあいまいさだけでなく、事故の知覚の段階で、出来事を正確に認知することの困難さにも関わっている。

事故を目撃した人にとって、事故に関わる複数の事象すべてを細部にわたって一様に記憶することは不可能である。複数の刺激のうち、何に注意を向けるのかは、事象そのものの目立ちやすさが関わっている(ロフタス1987:25)。つまり、その他多くの事象に比べてある事象が際立っていることが事件の知覚にとって重要な要素となっている。たとえば、車と歩行者の接触事故に関わる事象は、運転手の様子や場所の特徴、歩行者の行動など複数あるが、その中でも際立った事象となるのは違反行為である。交通規則を守る行動が無標の前提である中で、違反行為は有標的な事象となる。「車は制限速度で走っている。歩行者が急に飛び出した。事故が起こった。」このような事象の連鎖の中で、目撃者は歩行者の違反行為を際立ったものとして認知し、その事象は目撃記憶として蓄えられる。

際立った事象として記憶に残る違反行為は、接触事故という結果事象の原因であると知覚されやすい。違反行為がなければ事故は起こらなかったと考えられるからだ。そもそも人は、他者の行為、あるいは事象の結果について、原因を求めるものである。「なぜ事故が起こったのか」と考え、「人が急に飛び出したからだ」と原因を帰属させる。このような帰属の過程は、社会心理学において重要なテーマの一つとなっており、帰属過程のモデル化、帰属エラーやバイアスなどが盛んに研究されてきた(Heider 1958, Kelley 1967, Jones & Nisbett 1972など)。その中で、刺激の「目立ちやすさ(salience)」が帰属バイアスに関わることも明らかにされている(Storms 1973)。

以上をまとめると、目撃証言に関わる知覚について一つの仮説がたてられる。接触事故が起こった場合、人はその事故の原因は何であるかを考えるものであり、その際、他よりも際立った事象である違反行為が事故の原因だと認識される、という仮説である。さらにその認識は、接触事故発生という事態を言語化する際にも影響を与えているにちがいない。

2.2. 言語表現—原因の表明—

目撃証言における状況説明では、どのような参与者(participants)がいて、何が起こったのかを明らかにすることが求められる。しかし人は、何が起こったのかという結果について原因を推論するものであるため、最も際立っている違反行為が結果事象の原因であると考ええる。このような因果関係の認知は、状況説明の言語表現に反映される。

事態のとらえ方と言語表現には密接な関わりがあるとする認知言語学では、認知主体である話し手が何をプロファイル(焦点化)するのかによって文が構成されることを説明している。因果関係の認知は構文タイプの決定に関わり、“action chain”(Langacker 1991)や“causal chain”(Croft 1991)など、事態認知モデルが提唱されている。目撃証言として状況を説明する際、違反行為が事故という結果事象の原因であると認知されるならば、その原因がプロファイルされ、原因を明示する言語表現が用いられるはずである。

本稿では、違反行為が事故の原因であると認知した話し手が、接触事故という結果事象について言及する場合、その違反行為者が事故を引き起こしたCauserであることを示す言語表現を用いるのではないかと予測する。つまり話し手は、「接触事故が起こった」という事態について、違反行為者が相手に働きかけたことを示す言語表現を用いて説明するという予測である。違反行為者が結果事象を引き起こしたCauserであり、交通ルールを守っていた相手(非違反行為者)がCauseeとみなされる¹。

接触事故の原因を表すためには、接触事故に関わる参与者それぞれに意味役割が付与され、言語表現に反映される。たとえば、車(運転手)と歩行者という参与者間の事故で、違反行為が車のスピードの出しすぎであれば(1a)、歩行者の飛び出しであれば(1b)のように表現される。つまり、働きかける対象(=Causer)は、動作主として主格で表され、働きかけられる対象(=Causee)は被動作主として対格や与格で表される。このような表現が典型的に用いられると予測される。

- (1) a. 車が歩行者をはねた。
b. 歩行者が車にあたった。

違反行為者がCauserとして認識され、文中では動作主を意味する主格で表されやすいと考える根拠には、以下の例があげられる。たとえば、同じ速度で走っていた車（運転手A, 運転手B）同士がぶつかるという事故の場合であっても、一方の運転手Aが飲酒運転だったとわかれば、その事故の状況説明は変わる可能性がある。

- (2) a. (飲酒運転の) Aの車がBの車にぶつかった。
b. # Bの車が(飲酒運転の) Aの車にぶつかった。

同じ速度の車による接触事故について、飲酒運転をしていたAを「ぶつかる」動作主として表す(2a)で表現することはできても、(2b)とは言わないのではないだろうか。飲酒運転という違反行為の事実によって、違反行為者Aは事故を引き起こしたCauser（接触事故の原因）と認知されるため、運転手AがCauseeを意味する(2b)の文では矛盾が感じられ、語用論的に容認度が下がると思われる。

- (3) a. (飲酒運転の) Aの車とBの車がぶつかった。
b. Bの車と(飲酒運転の) Aの車がぶつかった。

(3)のように、どちらか一方の働きかけを限定しない「ぶつかる」という動作の言語表現においては、問題がない。このように、事故の原因とみなされる違法行為が、CauserやCauseeの意味役割に関わり、言語表現に制約を与えていることがわかる。この点からも、言語表現に関わる事態認知の影響がみてとれる。

本稿では、話し手の事態認知、特に、違反行為が原因であるという認知が、接触事故という結果事象を言語化する際の主語・目的語を決める動機付けとなることを仮定し、事態認知と言語表現との関わりについて、実験的手法を用いて検証する。

2.3. 事態認知との関わり

事故における知覚が言語表現に反映される過程について述べてきたが、さらに考慮すべき要因として、目撃者の知覚に影響を与える、目撃者のストレスや個人的偏見などがあげられる。確かに人は、接触事故について「左右を確認していなかった車のせいだ」「急に飛び出した歩行者が悪い」など、事故に対する原因帰属だけでなく、非難を含めた評価といった、主観的な態度をあらわしがちである。車と歩行者の接触事故の場合、どちらに責任があるのかという責任の帰属や、どちらが悪いのかという評価を目撃者は行っており、その認識が言語化の動機のひとつとして作用すると考えられる。

このような話し手の認識と言語表現の関わりについて具体的に検証しているものは少ないが、DeLancey(1983)が、責任の有無によって言語表現に制約のあるネワール語の例を紹介している。(4)の英語に相当するネワール語の表現は、Harsha（ハーシャ）という人が車を運転して、ある女性をはねてしまい、その結果、女性が死亡したという事象を言語表現で表している。ネワール語では、事故がハーシャの責任による場合は(4a)のように言うことはできるが、事故がハーシャと女性の双方の不注意による場合は、(4b)としか表せず、有責任性が言語表現を制限している。

- (4) a. Harsha killed the woman. (ハーシャが女性を殺した)
b. Because of Harsha the woman died. (ハーシャのせいで、女性が死んだ)
(DeLancey 1983 :54)

一方、日本語の場合、責任の有無に関わらず、「ハーシャがその女性をはねた」と他動詞文で表現することができる。他動詞文で典型的に見られる意味的性質には、「動作主の意図性」、「能動的であること」、「被動作主に与える影響（受影性）」などがあげられ

るが²、日本語では典型的に、受影性を含意する因果関係があれば、他動詞文で言語化することが可能である。つまり、CauserとCauseeとして表すことができ、有責任性による文法的制約を受けずに他動詞文が用いられる。しかし日本語では、動作主の非意図的な行為という非典型的な事態において他動詞が使用される場合があり、このとき他動詞使用には、事態に対する責任意識が関わっていると指摘されている（Ikegami 1982, Nishimura 1993）。普通、意図的に事故を起こすことはないので、接触事故は非意図的な出来事である。その出来事を言語化する際、他動詞文が用いられるならば、責任という認識が言語化の動機付けに関わっているとも考えられる。つまり、原因となる参与者に対して行なう話し手の責任判断が、言語表現に影響している可能性がある。さらにいえば、事故は刑罰や弁償などが発生する事態であるため、誰が悪いのか、罰せられるべきは誰かという認識も言語表現に関わっているのではないかと考えられる。

3. 仮説

本稿では、接触事故の目撃証言を想定した課題実験によって、違反行為が事故発生という結果事象を引き起こした原因であると認知され、その事故を説明する言語表現に影響を与えることを検証する。検証する仮説は以下の3点である。

仮説1：目撃者は、接触事故における違反行為を事故の原因であると認知する。

仮説2：目撃者が接触事故について言及する際、違反行為の動作主（＝違反行為者）が事故を引き起こしたCauserであることを示す表現を用いる。

仮説3：違反行為者に対する目撃者の評価は、状況説明における事象の言語化の動機付けに関わっている。

4. 実験

仮説を検証するために、車と歩行者の接触事故状況を目撃者の立場で説明するという実験を行った。

4.1 手続き

実験参加者である関西の女子大学生100名に対し、一斉に質問紙を配布し、場面を想像しながら回答するよう、教示を行った。質問紙は二種類あり、50枚ずつ（A・B）配布した。与えられる課題は共通で、信号機のない交差点で自動車と歩行者との接触事故を目撃した場面を提示している。事故に関わる違反行為の条件が質問紙によって異なり、質問紙Aは運転手のわき見運転、質問紙Bは歩行者の急な飛び出しとなっている。情報量を等しくするため、両者の状況を説明している。具体的な場面の提示は表1の通りである。A（運転者違反条件）について50名、B（歩行者違反条件）について50名の回答が得られた。

表1 場面提示文

A（運転手違反条件）	B（歩行者違反条件）
信号機のない交差点で、車と歩行者との接触事故が起きました。あなたはその事故を偶然目撃しました。状況は以下の通りです。事故の場面を想像して下さい。	
○歩行者が横断歩道を歩いていました。 ●車の運転手は助手席の人と話しながら、横を向いたまま車を運転していました。	○車が法定速度（約50キロ）と思われる速さで走っていました。 ●歩行者が急に横断歩道へ走り出しました。
⇒ 接触事故が起きました	

課題として、まず、かけつけた警察官に対して事故の状況を自由記述で説明してもらった。次に、事故に対する知覚の程度を測るため、責任の所在、原因の所在、悪いのはどちらかという評価について5段階の評定を求めた。例えば責任については、事故に対して誰にどのくらい責任があるのかを、運転手、歩行者それぞれについて5段階（1：責任がない～5：責任がある）で評定してもらった。

4.2 コーディング方法

接触事故発生という結果の事象をどのように記述しているのかに注目し、コーディングを行なった。場面提示文では「接触事故が起きました」という表現で結果事象が提示されているが、事故の原因となる違反行為を行なった動作主（違反行為者）が接触事故という結果事象のCauserとして表されているかどうかによって、以下のように分類される。

表2 結果事象を表す言語表現のコーディング例

Causer	例文（自由記述の回答例より）
運転手	(5) a.車が横断歩道を歩いていた人をひいたんです。 b.横から車が出てきてぶつかりました。
歩行者	(6) a.急に人が飛び出してきて、車とぶつかりました。 b.人が飛び出してきて、車に当たったんです。
中立	(7) a.車と歩行者がぶつかりました。 b.接触事故が起きました。
明示なし	（接触事故に関する記述なし） (8) 車が走っているところに、突然歩行者が横断歩道を走って渡ったんです。

ある対象が他の対象に働きかける動作の場合、文法上、働きかける対象（Causer）は主格を伴って表される。(5)のように、車あるいは運転手が主語として表される場合は《運転手Causer》、(6)のように、人あるいは歩行者を主語としている場合は《歩行者Causer》となる。また「歩行者が車にはねられた」のような受身形が用いられる場合は、働きかけられる対象（Causee）である歩行者が主語となるが、Causerが車であることを含意しているため、これは《運転手Causer》とコーディングされる。働きかける対象が明らかでない(7)のような文は、《中立》とした。さらに、回答によっては(8)のように接触事故場面に言及していないものもあり、これを《明示なし》とした。実験参加者の各回答は、結果事象を表す言語表現を基準に4分類される。

5. 結果と考察

5.1 違反行為と原因の認識

違反行為が接触事故という結果を引き起こした原因と認知されているかを検証するため、誰にどのくらい事故の原因があるのか、運転手・歩行者それぞれに対して5段階（1：原因ではない～5：原因である）で評定してもらった結果を分析する。質問紙A（運転手違反条件）、質問紙B（歩行者違反条件）の条件別、違反行為者³別に原因評定の平均値を産出し（図1）、2（違反条件：被験者間要因）×2（違反行為者：被験者内要因）の分散分析を行なった。平均値が高いほど、事故の原因として知覚されていることになる。

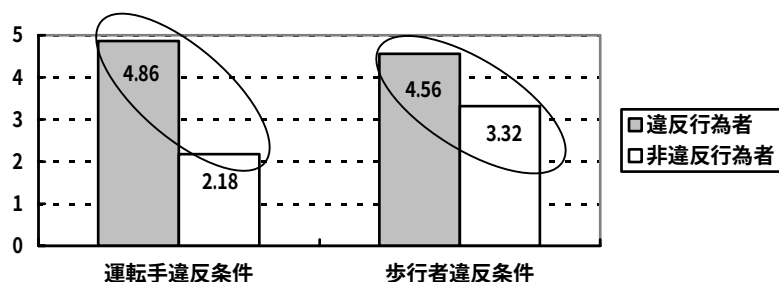


図1 違反条件別：原因評定の平均値

違反条件 ($F(1,98)=13.38, p<.001$; 運転手<歩行者)、違反行為者 ($F(1,98)=188.238, p<.001$; 違反行為者>非違反行為者) とともに主効果がみられた。交互作用が有意 ($F(1,98)=25.402, p<.001$) であったため、単純主効果の検定を行なった。その結果、どちらの違反条件でも、違反行為者のほうが非違反行為者よりも有意に高い平均値を示すことがわかった。(運転手違反条件: ($F(1,98)=175.969, p<.001$ 、歩行者違反条件: ($F(1,98)=37.671, p<.001$))。つまり、違反行為者が運転手であれ、歩行者であれ、違反した参加者は、違反していない参加者よりも、その事故の原因であると認識されていることが統計的に明らかにされた。この結果より、「目撃者は、接触事故における違反行為を事故の原因であると認知する」という仮説1が支持された。

さらに注目すべきは、違反していない参加者 (= 非違反行為者) でも、少なからず事故の原因があると認識されており (運転手違反条件: 2.18、歩行者違反条件: 3.32)、特に、運転手違反条件よりも、歩行者違反条件における非違反行為者のほうが原因として有意に知覚されている点である ($F(1,196)=38.688, p<.001$; 運転手違反条件<歩行者違反条件)。歩行者が違反している場合でも、違反していない運転手にも原因があると思われがちであることを示しており、これは、違反条件における主効果の結果にも関わっている。歩行者違反条件のほうが運転手違反条件よりも平均値が高いという主効果がみられたのは、非違反行為者である運転手に対する評定の平均値が高いためである。この原因評定の傾向については、次節で、その他の事態認識や言語表現の使用とともに考察したい。

5.2 結果事象についての言語表現

接触事故発生の事象をどのように記述しているのか、実験参加者の自由記述をコーディングし、4分類した結果を表3にまとめている。結果事象におけるCauserの言語化について、どのような表現が用いられたのか、違反条件ごとの使用人数と割合を表示している。

表3 違反条件別の結果事象についての言語表現：使用人数（割合）

	運転手Causer	歩行者Causer	中立	明示なし
運転手違反条件(N=50)	24 (48%)	9 (18%)	16 (32%)	1 (2%)
歩行者違反条件(N=50)	4 (8%)	17 (34%)	16 (32%)	13 (26%)

カイ二乗検定を行ったところ ($\chi^2=27.033, p<.001$)、違反条件によって表現の使用パターンに違いがあることがわかった。つまり、誰が違反したのか、ひいては、誰が原因なのかという認識が、結果事象の言語化に影響を与えていると考えられる。

各条件の特徴を把握するため、調整済み残差の分析を行なった。運転手違反条件では《運転手Causer》の使用が多く、《明示なし》や《歩行者Causer》の使用が少ない。一方、歩行者違反条件では《明示なし》の表現が多く、《運転手Causer》の使用が少ないという特徴が示された。必ずしも、違反行為者が接触事故のCauserであることを示す表現が用いられるという、単純なパターンを示すわけではないことがわかる。

確かに、運転手違反条件では《運転手Causer》の表現使用率は高く(48%)、この表現は違反行為が事故の原因となっていることを示していることから、仮説2「目撃者が接触事故について言及する際、違反行為の動作主(=違反行為者)が事故を引き起こしたCauserであることを示す表現を用いる」を支持するよう思える。しかし、非違反行為者である歩行者がCauserであることを意味する表現(18%)や、《中立》の表現も用いられている(32%)。また、歩行者違反条件にいたっては、《歩行者Causer》(34%)の使用は《中立》(32%)と同程度である。これらの結果から、仮説2を支持するとは言いがたい。

各違反条件における表現使用について詳しく考察する前に、なぜこのように、違反行為者の違いによって、言語表現使用の割合に差があるのかを検証する。

5.2.1 違反条件による使用の差について

違反条件によって異なる最も大きな特徴として、違反行為者がCauserであることを示す表現の使用傾向の違いがあげられる。運転手違反条件においては、違反行為者である《運転手Causer》の使用が多かったが、歩行者違反条件においては、違反行為者である《歩行者Causer》の使用が他と比べて特別多いというわけではなかった。このような条件ごとの差は、事故に関わる参加者に対する責任意識の程度が関わっていると考えられる。

5.2.1.1 責任の認識

まず、言語表現に影響を与える要因として予測される、責任意識の程度について検証を行なう。前節(5.1)の原因評定の分析と同様に、条件別、違反行為者別に責任評定の平均値を産出し(図2)、2要因分散分析を行なった。

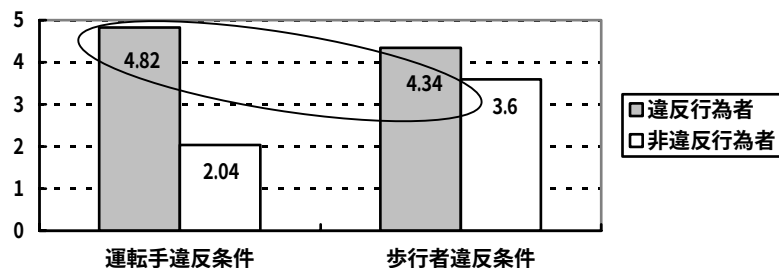


図2 違反条件別：責任評定の平均値

責任評定に関しても、違反条件 ($F(1,98)=20.883, p<.001$; 運転手<歩行者)、違反行為者 ($F(1,98)=145.804, p<.001$; 違反行為者>非違反行為者)ともに主効果がみられた。交互作用が有意 ($F(1,98)=48.972, p<.001$)であったため、単純主効果の検定を行なった。その結果、違反条件別に見ても、違反行為者と非違反行為者とは、責任があると認識される評定に有意な差があることがわかった(運転手違反条件: ($F(1,98)=181.888, p<.001$ 、歩行者違反条件: ($F(1,98)=12.888, p<.001$))。つまり、違反が運転手であれ、歩行者であれ、違反した参加者は、違反していない参加者よりも、その事故の責任があると認識されていることが統計的に明らかにされた。

責任評定で注目されるのは、違反行為者に対する責任の評定が、歩行者条件よりも運転手条件のほうが有意に高い点である ($F(1,196)=6.544, p<.05$; 運転手条件>歩行者条件)。原因評定では、どちらの違反行為者も原因として高く知覚されており、その評定に統計的な有意差はみられなかった。これに対し責任評定では、歩行者よりも運転手が違反した場合のほうが違反行為者に対する責任評定は有意に高くなっている。また、原因評定と同様の結果ではあるが、歩行者が違反した場合でも運転手に責任があると高く評定されている。

以上の責任意識の特徴は、車と人の接触事故の場合、何が原因であれ、交通事故では車のほうに責任があり、人と車とは免責に相違がある社会システムが影響しているからだ

と考察される。法制度においても保険制度においても基本的には車のほうに非があると考えられている。このような社会制度が意識の中にも浸透し、事故の事態認識にも反映していると思われる。

しかし、そもそもなぜ歩行者よりも車のほうに責任があると考えられるのだろうか。これは接触事故が起こった後の結果として、より大きなダメージを受けるのはどちらであるかが想定されているからだと思われる。車よりも歩行者が受ける損害のほうが大きいと見積もられることから、事故の責任は車にあるのだ、悪いのは車だ、と判断される。このように考えると、原因の認知だけが責任判断に関わるのではなく、原因から結果の状態を推論し、この推論も含めて責任判断がなされていると分析できる。本実験では、事故に対する責任についての評定を求めているが、事故を引き起こした原因だけでなく、結果状態の推論も含めた因果関係が責任の対象になっていることを、この結果は示唆しているのかもしれない。責任の概念そのものについて考察する必要があるだろう。今後の課題としたい。

5.2.1.2 責任の認識と言語表現

日本語では非典型的な他動詞文として、非意図的な出来事における他動詞使用があり、その使用には責任意識が関わっているという指摘があることを述べた(2.3)。同様に、運転手に対する責任意識の高さと、他動詞使用を含む「Causerを明示する言語表現」に関わりがあるのではないだろうか。つまり、運転手に責任ありとの意識から、《運転手Causer》の表現が用いられやすいと考えられる。結果事象についての言語表現(表3)をみると、違反行為者に対して責任意識の高い運転手違反条件では《運転手Causer》の表現は多く、運転手違反条件に比べて、違反行為者に対して責任意識の低い歩行者違反条件では《歩行者Causer》の表現が特別に多いわけではないことがみてとれる。このように、責任判断という話し手の事態に対する認識は、言語表現の使用と同一の傾向がみられた。しかし、仮説3のように「違反行為者に対する目撃者の評価は、状況説明における事象の言語化の動機付けに関わっている」といえるほど、強い証拠は得られなかった。本稿では、仮説3支持の可能性を示唆するにとどまり、今後の課題として、さらに検証をすすめていきたい。

次に、結果事象の言語表現使用パターンに異なった傾向がみられる運転手違反条件、歩行者違反条件において、仮説2が支持されなかった点について、考察を行なう。

5.2.2 運転手違反条件について

運転手違反条件において、「目撃者が接触事故について言及する際、違反行為の動作主(=違反行為者)が事故を引き起こしたCauserであることを示す表現を用いる」という仮説2を支持しない結果として、違反行為者である歩行者をCauserとする表現が用いられていたこと(9名)があげられる。非違反行為者の歩行者がCauserであることを意味する表現を見ると、(9)のように、すべて歩行者は「ガ格」、運転手(車)は「ト格」で表されるという一貫性が見られた。

- (9) a. 歩行者が横断歩道を歩いている時に車とぶつかりました。
b. 歩行者が横断歩道を歩いていて車と接触しました。

用いられた動詞「ぶつかる」(7名)、「接触する」(2名)は、主体と対象との相互動作を表す動詞であり、対象と共起する格助詞によって働きかけの方向が表されるものとなっている。相互動詞と共起する格助詞が「二格」では一方向(主体X → 対象Y)を、「ト格」では双方向(主体X → ← 対象Y)の働きかけを表す(寺村 1982)。

たとえば(10a)のように、二格の場合は、主体である車が対象である壁に一方的に働きかけることを表している。しかし(10b)のように、ト格の場合は双方向の働きかけを表すため、対象が動かないものである壁では、「ぶつかる」という相互的な働きかけが成立せず、容認度が下がる。

- (10)a. 車が壁にぶつかった。
 b. * 車が壁とぶつかった。

本稿で取り上げる事故の参加者は、車と歩行者であり、ともに動くものであるため、(11)のように、どちらの場合も非文にはならない。しかし、対象Yがト格で表される場合、主体Xが一方向的に働きかけるだけでなく、対象Yも相互的な働きかけを行なっていることが示されていることに変わりはない。たとえば、車同士が「ぶつかる」場合を考えてみると⁴、(12)のように一方向の働きかけをあらわす「一方的に」という語と共起する場合、(12b)のト格では非文となり、(13)のようにお互いの働きかけをあらわす「～しあう」を用いると、(13a)のニ格では非文となる。

- (11)a. 歩行者が車にぶつかった。
 b. 歩行者が車とぶつかった。

- (12)a. Aの車がBの車に一方的にぶつかった。
 b. * Aの車がBの車と一方的にぶつかった。

- (13)a. * Aの車がBの車にぶつかりあった。
 b. Aの車がBの車とぶつかりあった。

つまり、非違反行為者である歩行者が主体を表す文でも、運転手違反条件において9名が用いていた(11b)のようなト格を伴う場合には、車からの働きかけも示されており、違反行為者である運転手のCauserとしての意味役割が全くないことを示すわけではないといえる。本稿の用語“Causer”は、接触事故という事態を引き起こすものという意味で用いられている。対象がト格を伴う場合は、この対象にも働きかけが認められることから、主格であられるCauserと同じではないが、接触事故を引き起こす働きかけがあったことから、弱いCauserとして解釈できる。このように、相互動詞が用いられる場合、共起する格助詞によって、対象となる参加者もCauserの要素を持つと分析される。本結果では、運転手違反条件において《歩行者Causer》の使用が見られたが、違反行為者である運転手のCauserとしての役割は示されており、仮説2を否定するものではないと結論付けられる。

5.2.3 歩行者違反条件について

仮説2を支持しない歩行者違反条件の特徴として、違反行為者の歩行者がCauserであることを示す表現(17名)と同程度に《中立》の表現(16名)が用いられていた点があげられる。この結果は、意味的な面で表現に制約があること、そして、非違反行為者に対しても原因や責任意識が高く知覚されていることが関わっていると分析される。

これまで見てきたように、Causerは典型的に主格で表される。特に、一方向の働きかけを表す他動詞に注目すると、運転手違反条件で使用されていた(14)のような表現は可能であるが、歩行者違反条件において(15)の他動詞表現は非文となる。実際、本結果においても《歩行者Causer》を示す表現では、他動詞の使用はみられなかった。

- (14)a. 車が歩行者をはねた。
 b. 車が歩行者をひいた。
- (15)a. * 歩行者が車をはねた。
 b. * 歩行者が車をひいた。

物理的な力関係において、車が人をはねたり、ひいたりすることはできるが、人が車をひくという表現は適切ではない。参与者の物理的なバランスの差によって意味的に文表現に制約がかかる、つまり、使用される動詞の種類が限定され、違反行為者が歩行者である場合、Causerを主語で表す表現が制限される。

また、相互動詞である「ぶつかる」についても物理的なバランスの差によって、文全体の解釈に相違がみられる。一方向の働きかけが示される二格との共起は、(16a)では問題ないが、(16b)のように物理的に力の弱いものから強いものへという一方向の働きかけでは、文脈によって違和感を与える。止まっている車に接触したという事象であればよいが、交通事故のような両者に動きのある場面では容認度が下がる。対象となる車の方が、働きかけが大きく見積られるからだ（主体X → ← 対象Y）。そのため、違反行為者が歩行者であり、Causerであると認識されていても、言語化において、歩行者を主格とする表現に制限がかかることになる。実際、本結果においても《歩行者Causer》を示す表現では相互動詞が用いられているが(17名)、10名がト格を用いていた⁵。

- (16)a. 車が歩行者にぶつかった。
b. ? 歩行者が車にぶつかった。

物理的なバランスにおいて力の弱い歩行者が、Causerとして明示される言語表現には制限があるため、言語表現のバリエーションが少ない。違反行為者である歩行者をCauserとする表現の選択肢そのものが、運転手をCauserとする表現よりも少なくなっている。そのため、歩行者違反条件下では違反行為者をCauserとする表現と同程度に《中立》の表現が使用されていたと考察される。

また、すでに取り上げたように、違反条件によって原因や責任の認識の傾向が異なることも、《歩行者Causer》の表現だけをとらないことに関わっている。歩行者違反条件下では、Causerである歩行者だけでなく、交通規則を守っていた運転手に対しても責任を帰属させるという特徴がみられた。このような意識が、Causerを明示する《歩行者Causer》の表現使用をためらわせ、「歩行者と車がぶつかった」のように、どちらにも働きかけがある《中立》の表現、あるいは、「接触事故が occurred」のように、働きかけに関わらない《中立》の表現が用いられたと考えられる。

以上のように、歩行者違反条件では《歩行者Causer》の使用に様々な制約があるため、仮説2が支持されない結果となっている。しかし、《中立》の表現についてはどうであろうか。これまで、運転手・歩行者違反条件の言語表現パターンについて、Causerの明示という点から考察してきたが、どちらの条件でも用いられていた《中立》の表現については触れていない。この表現は、Causerについて何も表していない表現と解釈されるものなのだろうか。出来事を公平に見るという目撃証言のあるべき姿なのだろうか。この点については、結果事象の言及だけでなく、状況説明全体の、談話レベルでの検討が必要となる。

5.3 談話レベルでの分析：因果関係の明示

接触事故の原因明示を、結果事象の言語化という文レベルで分析してきたが、談話レベルでも、事故がなぜ起きたのかという因果関係を表している回答が多くみられた。(17)(18)のように、接続詞「～ので」や「～ため」を用いて接触事故の原因を明示している。

- (17) (運転手違反条件)
a. 運転手がちゃんと前を見て運転していなかったので事故が起きました。
b. 運転手がよそみをしていたため、歩行者に気づかないで接触事故が起きました。
(18) (歩行者違反条件)
a. 歩行者が急に横断歩道に走り出したので、接触事故が起きました。
b. 歩行者が急に横断歩道に走り出したため、接触事故が起きました。

このように、結果事象の言語化においては《中立》に分類されるものでも、談話全体の中で、「何がCauserなのか」が明示されている。表4では、状況説明の発話において、因果関係を明示している人数とその割合をまとめている。因果関係をあらわす方法には、Causerを示す文表現（文レベル）と、理由を表す接続詞の使用（談話レベル）がある。どちらの方法も使用している発話もあるため、表4に示された各割合は、50人中何名がその方法を用いているのかを示している。

表4 条件別原因明示の発話

	文レベル	談話レベル	合計
運転手違反条件 (N=50)	2 6 (52%)	8 (16%)	3 2 (64%) のべ3 4
歩行者違反条件 (N=50)	1 7 (34%)	1 2 (24%)	2 5 (50%) のべ2 9

発話全体の合計をみると、両条件ともに、半数以上の実験参加者が、なんらかの方法を用いて因果関係を明示していることがわかる。目撃証言の状況説明においては、「何が起こったのか」を説明することが求められているにも関わらず、「なぜ起こったのか」という説明までも、半数以上の参加者が行なっていることを意味している。やはり人は原因に帰属し、それを言語表現にあらわしがちであることがこの結果からみてとれる。

文レベルでは《中立》に分類されるが、談話レベルで因果関係を明示しているのは、運転手違反条件では37.5%(16人中6人)、歩行者違反条件では50%(16人中8人)であった。このように、文レベルの結果事象の言語表現ではCauserを明示していなくても、談話全体で明示することもあり、話し手の事態認知の反映については、談話レベルでの検証も必要であることが示された。文レベルだけでなく談話レベルにおいても因果関係を表している表現を考察すると、仮説2を支持するものとなっていることがわかる。

また、文レベルでは非違反行為者をCauserとした言語表現が用いられているが、談話レベルでは違反行為者が原因であるという因果関係が示されている発話(19)がみられた。歩行者違反条件でのみ二例と少数ではあるが、これも談話レベルでの検証の重要性を示しているといえる。このような表現が何を意味するのか、今後の課題としたい。

(19) (歩行者違反条件)

- a. とつぜん人が出てきたから、車が止まれなくてぶつかってしまった。
- b. 車は法定速度と思われる速さで走行していましたが、歩行者が急に横断歩道へ走り出してしまって、急だったので車が止まりきれずに接触してしまいました。

さらに、「～せいで」のように、否定的な原因であると判断していることを示す接続詞が用いられていた。

(20) (運転手違反条件)

運転手がよそ見をしていたせいで、事故は起こりました。歩行者は普通に歩いていました。罪はありません。

(20)は、明らかに話し手の評価や非難などが反映された状況説明となっている。「～せいで」だけでなく、歩行者は違反していなかったことを「普通に」という表現で強調し、「罪はありません」との意見を述べている。このように談話レベルで分析すると、話し手の判断や評価が言語表現にあらわれていることがわかる。目撃証言は、公平な立場で客観的に証言すべきものであり、状況証拠として重要な役割を担うものである。話し手の判断や評価が反映された状況説明は目撃証言として問題があるのではないだろうか。

5.4 談話レベルでの分析：主観的な評価の明示

話し手の判断、考え、認識のような主観的態度が言語表現に反映される例として、違反行為者に対する非難や、非違反行為者に対する擁護の表現を取り上げ、検証を行なう。

実際の回答から、以下のような表現がみられた。

- (21) 運転手はわき見運転をしていました。
 (22) 車は法定速度で走っていたが、歩行者が急に横断歩道に飛び出てきました。急に飛び出したほうが悪いと思うのですが…
 (23) 被害者が横断歩道を歩いていた時に、車が走ってきて、接触事故が起きました。

違反行為者を非難する表現には、前節で取り上げた(20)のように、「～のせいで」と否定的な理由を述べる際に用いる接続詞の使用や、(21)の「わき見」や「よそ見」といった違反行為となる名称を用いているもの、「横ばかりみていて」のように落ち度を強調する言い方、(22)のようにはっきりと「悪い」ことを伝えるものなどがみられた。

また、非違反行為者を擁護する表現には、非違反行為者を「被害者」と呼んだり(23)、前節の(20)のように「罪はありません」と断言したり、「普通に歩いていました」と非違反行為者は交通ルールをきちんと守っており、落ち度はなかったことを述べる表現がみられた。さらに、運転手違反条件でのみ、「人が車にはねられた」のような被害受身文も用いられていた。これも非違反行為者である歩行者が被害を受けた側であるという判断があらわれた文であり、非違反行為者を擁護する表現だと考えられる。以上の表現は、実験の中で提示した場面提示文(表1)で使用された言葉ではなく、目撃証言として発話している参加者自身が、作り出した表現である。話し手の主観的態度を反映すると考えられる、非難表現や擁護表現を取り出し、その使用人数と使用率を表5にまとめている。

表5 条件別主観的態度表明の発話

	違反者非難表現	非違反者擁護表現	合計 ⁶
運転手違反条件(N=50)	23 (46%)	6 (12%)	27 (54%)
歩行者違反条件(N=50)	6 (12%)	11 (22%)	16 (32%)

カイ二乗検定を行なった結果 ($\chi^2=8.912, p<.005$)、違反条件によって主観的態度を表す表現の仕方に違いがあることがわかった。合計をみると、運転手違反条件では半数以上の人が自らの判断を表すような表現を用いていることがわかる。そのほとんどが違反者に対する非難の表現である。逆に、歩行者違反条件では、非違反行為者を擁護する表現がやや多く用いられている。このような主観的態度を表す発話の結果と、事故に対して誰がどのくらい悪いと思うのかという、評価評定の結果とをあわせて以下で考察する。評価認識の評定(図3)は以下の通りである。

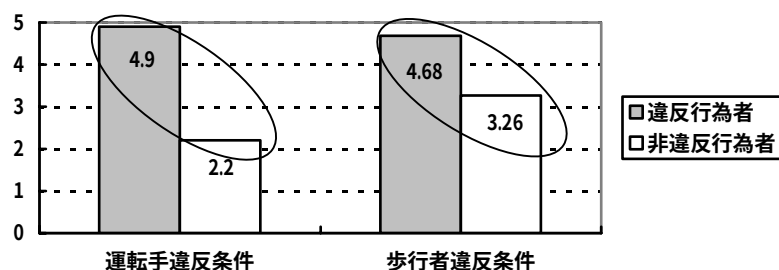


図3 違反条件別：評価評定の平均値

事故の参与者それぞれがどのくらい悪いと思うか、という評価の判断も、先の原因評定、責任評定と同傾向を示す結果が得られた。違反条件 ($F(1,98)=21.569, p<.001$; 運転手<歩行者)、違反行為者 ($F(1,98)=208.123, p<.001$; 違反行為者>非違反行為者) とともに主効果がみられた。交互作用が有意 ($F(1,98)=35.605, p<.001$) であったため、単純主効果の検定を行なった。その結果、どちらの違反条件でも、違反行為者のほうが有意に高い平均値を示すことがわかった (運転手違反条件: ($F(1,98)=207.946, p<.001$ 、歩行者違反条件:

($F(1,98)=35.782, p<.001$)。つまり、目撃者の立場である実験参加者は、違反行為者が運転手であれ、歩行者であれ、違反した参与者は、違反していない参与者よりも、悪いのだ、という非難の認識を持っていることが明らかにされた。さらに、原因や責任認識と同様に、歩行者が違反行為者であっても、運転手も悪いという判断がなされていることもわかった ($F(1,96)=56.75, p<.001$; 運転手違反条件<歩行者違反条件)。

条件別主観的態度表明の発話 (表5) の結果と共にこの結果をみると、運転手が違反した場合は、運転手が悪いのだという意識が強く、また発話においても、違反行為者に対する非難の言語表現が多く用いられる (46%)。一方、歩行者が違反した場合は、確かに違反した歩行者も悪いが、車も悪いと評価しており、発話においても、全体的に主観的態度の表明が少ない (32%)。統計的な分析はできないが、傾向として、主観的態度と言語表現に関わりがあるように思える。客観的な立場が必要とされる目撃証言において、主観的態度を言語表現に表すことは避けるべきである。発言に気をつけなければならない場面であっても、主観的態度が言語表現に反映されるのであれば、普段、私たちが話し手として様々な場面で発話している内容にも、知らず知らずのうちにこのような主観的態度があらわれているにちがいない。

6. おわりに

本稿では、接触事故場面における目撃証言を想定し、第三者の立場から見た状況説明がどのように言語化されるのかについて、実験的手法を用いて検証を行なった。その結果、目撃証言における発話は客観的な視点から状況を説明することが要求される発話でありながら、目撃者の事態把握や主観的態度が言語表現にあらわれることが明らかにされた。違反行為という際立った事象が、結果事象の原因としてとらえられること、それが言語表現にもあらわれる傾向があることが示された。ただし、歩行者が違反した条件では、必ずしも因果関係が明らかな文が用いられるわけではなかった。これには、車に非があるとする一般通念や、話し手の主観的判断が関わっていると結論付けられた。さらに、因果関係の明示は文レベルだけでなく、談話レベルでも行われていることや、話し手の主観的判断のあらわれも談話レベルの分析によって示された。このように、文レベル・談話レベルでの分析を通して、基本的には仮説を否定するものではないという結果が得られた。

今後実施される裁判員制度では、法に関して素人である一般人が、提供される証拠や証言などの様々な情報から重大な判断を強いられる。本研究のように目撃者の事態認識などが反映された証言を聞いて、裁判員がどのように理解し、解釈するのは重要な問題である。目撃者の事態認識が反映された証言が聞き手である裁判員にどのように理解され、解釈されるのか、裁判員制度の実施に伴い懸念される一般人の解釈プロセスを明らかにすることも重要である。今後は目撃証言における言語表現の、聞き手への効果・影響についても研究をすすめていきたい。

注

1 ある参与者の行為が他の参与者に影響を与える場合、文法関係で表された項の意味役割として、動作主Actor、被動作主Patientの用語が用いられる。ここでは、参与者間の行為の影響というよりも、接触事故という結果の事態を引き起こした参与者という意味からCauser、その引き起こされた事態によって影響を受けた参与者という意味からCauseeの用語を用いている。

2 このような意味的・形態的性質の特徴は、他動性(transitivity)のプロトタイプに関するアプローチ (Lakoff 1977, Hopper & Thompson 1980, Jacobsen 1991など) でまとめられている。

3 運転手違反条件では違反行為者が運転手、非違反行為者が歩行者であり、歩行者違反条件では違反行為者が歩行者、非違反行為者が運転手となる。

4 次節で説明されるように、車と歩行者とでは物理的バランスの差による意味的制約がかかり、文の適切性判断に影響を与えてしまう。働きかけと格との共起を確認するテストであるため、その影響を排除し、主体と対象を対等のものとした。

5 その他7名の表現では、二格の明示が1名、その他は「人が急に飛び出してきて、ぶつかったんです」のように、対象があらわされていないものであった。

6 「歩行者はちゃんと横断歩道を歩いていましたが、運転手はわき見運転をしていたようです。」のように、一つの発話において二つ以上の主観的態度を表明した表現が用いられている場合でも1として数えている。

参考文献

- Croft, W. 1991 Syntactic Categories and Grammatical Relations : The Cognitive Organization of Information. Chicago : University of Chicago Press
- DeLancey, S. 1983. Agentivity and Causation: Data from Newari. *BLS* 9:54-63
- Heider, F. 1958. The psychology of interpersonal relations. NY: Wiley.
- Hopper, P. J. & S. A. Thompson 1980 Transitivity in grammar and discourse. *Language* 56, 251-299
- Ikegami, Y. 1982 Indirect Causation and 'Deagentivization': The Semantics of Involvement in English and Japanese. *Proceedings of the Department of Foreign Languages and Literature, College of Arts and Science*, 29-3:95-112. Tokyo: University of Tokyo.
- Jones, E. E., & Nisbett, R. E. 1972. The actor and the observer : Divergent perceptions of the causes of behavior. In E. E. Jones, D. Kanouse, H. H. Kelley, R. E. Nisbett, S. Valins, & B. Weiner (Eds.) *Attribution : Perceiving the causes of behavior*. 79-94. New York : General Learning Press.
- Jacobsen, W. M. 1991 The transitive structure of events in Japanese. Tokyo : Kuroshio Publishers.
- Kelley, H. H. 1967. Attribution theory in social psychology. In D. Levin, D. (Ed.), *Nebraska symposium on motivation*. 15, 192-238. Lincoln: University of Nebraska Press.
- Lakoff, G. 1977 Linguistic gestalts. *CLS* 13, 236-286, Chicago : CLS
- Langacker, R. W. 1991. *Foundations of cognitive grammar, Vol.2. Descriptive application*. Stanford, Calif.: Stanford University Press.
- エリザベス F.ロフタス 1985 西本武彦訳『目撃者の証言』誠信書房 Loftus, E. F.1959. Eyewitness Testimony, HUP
- Nishimura, Y. 1993 Agentivity in Cognitive Grammar. In: Richard A. Geiger and Brygida Rudzka-Ostyn (eds.) *Conceptualizations and Mental Processing in Language*, 487-530. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Storms, M. D. 1973 Videotape and the attribution process : Reversing actors' and observers' points of view. *Journal of Personality and Social Psychology*, 27, 165-175
- 寺村秀夫 1982 『日本語のシンタックスと意味』くろしお出版